現代文化学部・看護学部共通

I 学則

学則 (抜粋)

第1章 総 則

(名称及び設置者)

第1条 本学は、東京純心大学(以下「本学」という。)と称する。設置者は、宗教法人純心聖母会を設立母体とした、学校法人東京純心女子学園である。

(目 的)

第2条 本学は、教育基本法及び学校教育法にのっとり、カトリック的人類愛に根ざした教育理念に基づき、学術の中心として真理を求め、広い知識と深い専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的及び応用的能力の展開による人間形成につとめる。平和的国際社会と地域社会のよき担い手として、普遍的かつ個性豊かな文化の創造と発展及び人類の福祉に貢献し、奉仕し得る人間の育成を目的とする。

第2章 大学の組織

(学部・学科及び学生定員)

第4条 本学に、次の学部を置く。

現代文化学部

看護学部

2 前項の学部に置く学科および学生の収容定員は次のとおりとする。

現代文化学部

こども文化学科 入学定員 60名 収容定員 240名

看護学部

看護学科 入学定員 60名 収容定員 240名

(学部学科の目的)

第4条の2 各学部および学科の目的は、次のとおりとする。

現代文化学部こども文化学科は、個性豊かな現代文化の創造と発展及び人類の福祉に貢献し得る人間の育成を目的とし、「こども・からだ・こころ・あそび」にかかわる専門的事項、技能・表現の修得をとおして、高度な専門性、実践力を備えた人材の育成を教育目的とする。

2 看護学部看護学科は、生命を持つものはかけがえのない存在であると認識し、他者を思いやる心をもつ看護専門職として社会に貢献でき、生涯を通して自己の可能性に挑戦し続けられる人材の育成を目的とする。

(図書館、研究センター、教養教育室)

- 第5条 本学に、図書館、研究センター、教養教育室その他の付属施設を置く。
- 2 学部に、研究センターその他の付属施設を置く。
- 3 これらに関する規程は、別に定める。

第4章 修業年限、学年、学期、休業日及び授業期間

(修業年限)

- 第12条 本学の修業年限は4年とする。
- 2 在学の年限は、修業年限の通算2倍を超えることができない。
- 3 編入学生の在学年限は、修業年限の2倍を超えることができない。

(学年)

第13条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第14条 学年を前期、後期の2学期に分ける。なお、期間については別に定める本学の学年暦による。

(休業日)

- 第15条 休業日は次のとおりとする。
 - (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (3) 夏季休業 8月中旬から9月下旬まで
 - (4) 冬季休業 12 月下旬から 1 月初旬まで
 - (5) 春季休業 3月中旬から3月下旬まで
- 2 必要がある場合は、学長は前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

(授業期間)

第16条 1年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第5章 教育課程及び学位

(授業科目)

- 第17条 授業科目は、教養科目及び専門科目とし、各々を必修科目、選択必修科目及び選択科目に区分する。
- 2 授業科目は、別表第1に定めるところによる。

(臨時授業科目)

第18条 学長は、前条で定めるもののほか、教授会の審議を経て、臨時に授業科目を開設することができる。

(単位数等)

第19条 単位数は、別表第1に定めるところによる。

(単位の計算)

- 第20条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とする。授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。
 - (1) 講義及び演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実習及び実技については、30 時間又は 45 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、個人指導による音楽実技は、別に定めるところによる。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文・卒業研究等について、単位を授与することが適切と認められた場合、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。
- 3 1単位の計算基礎とする授業期間については教授会の審議を経て、学長がこれを決定する。

(単位数等の決定)

第21条 各授業科目の単位数並びに各学年における授業時間の配当及び開講は教授会の審議を経て、学長がこれを決定する。

(履修単位の登録の上限)

- 第22条 学生が各年次にわたって系統的、かつ総合的な学習をするため、卒業の要件として第30条に定める修得すべき単位数について、1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。
 - 2 前項の単位数の上限については別に定める。

第6章 成績評価及び単位の授与

(試験・成績判定)

- 第 23 条 授業科目の成績は、試験によって定める。ただし、レポート又は平常成績をもってこれに代えることができる。
- 2 前項の試験は、学年末又は学期末に行う定期試験とし、他に臨時試験を行うことができる。
- 3 前項の定期試験の受験については、原則として各授業科目の実授業時間数の3分の2以上出席していなければならない。
- 4 前項の授業科目の成績評価は 90 点以上を「秀」、89 点から 80 点までを「優」、79 点から 70 点までを「良」、69 点から 60 点までを「可」、59 点以下を「不可」の評語で表し、「秀」、「優」、「良」、「可」を合格とし、「不可」を不合格とする。
- 5 前項のほか授業科目によっては「合」および「否」の評語で表すことができることとし、「合」を合格、「否」 を不合格とする。

(追試験・再試験)

- 第24条 病気その他やむを得ない事情で試験を受けることができなかったと認められる者に対しては、願い出により追試験を行うことができる。
- 2 不合格科目について再試験を行うことができる。ただし、現代文化学部においては、卒業見込者で卒業要件単位の未修得者に対してのみ行う。

(単位の授与)

第25条 本学の教育課程においては、試験成績等により評価し、所定の単位を与える。

(単位修得証明)

第26条 本学において、単位を修得した者に対しては、単位修得証明書を交付する。

(他大学等における履修)

第27条 学長が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において授業科目を履修することを認めることができる。学生が修得した単位は教授会の審議を経て、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第28条 本学が教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学 大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。この場合におい て、与えることができる単位は、前条の単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第29条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に他の大学又は短期大学において修得した 単位(科目履修生として修得したものを含む)及び短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文 部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修により修得したものとして認定することができる。 2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数又は与えることのできる単位数は、編入学及び転入学を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第27条及び第28条により修得したとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第7章 卒業認定及び学位の授与

(卒 業)

- 第30条 学長は、第12条に定める修業年限を満たし、卒業に必要な所定の単位(現代文化学部124単位、看護学部126単位)を修得した者については教授会の審議を経て、卒業を認定し、卒業証書を授与する。
- 2 卒業の時期は、学年末とする。ただし、特別の必要があるときは、学期末に卒業させることができる。

(学位)

- 第31条 卒業者には学士の学位を授与する。
- 2 前項の規定により授与する学士の学位は、次の各号とする。

現代文化学部(1) こども文化学科 学士(こども文化学)

看護学部 (1) 看護学科 学士(看護学)

第8章 免許及び資格

(教育職員免許状等の取得)

- 第32条 教員免許状を取得しようとする者は、卒業の要件を充足し、かつ教育職員免許法及び同施行規則に定める科目を履修し、その単位を修得しなければならない。
- 2 現代文化学部において取得できる教育職員免許状の種類及び資格は、次のとおりである。また、看護学部において取得できる資格は、次のとおりである。

学部学科名	取得免許及び国家試験資格の種類
現代文化学部 こども文化学科	小学校教諭一種免許状 幼稚園教諭一種免許状 保育士
看護学部 看護学科	国家試験受験資格〈看護師〉

- 3 小学校教諭一種免許状を得ようとする者が履修する科目及び単位数は、別表第3の1に定めるところによる。
- 4 幼稚園教諭一種免許状を得ようとする者が履修する科目及び単位数は、別表第4の1に定めるところによる。

(保育士資格の取得)

- 第33条 現代文化学部こども文化学科に在籍し、保育士の資格を取得しようとする者は、卒業要件を充足し、かつ平成22年7月13日付厚生労働省告示第278号に基づいて本学が別に定める保育士に関する科目を履修し、その単位を修得しなければならない。
- 2 保育士養成課程の定員は、次のとおりとする。

入学定員 50人

総定員 200人

3 保育士に関する科目及び単位数は、別表第6の1に定めるところによる。

(看護師国家試験の受験資格の取得)

第34条 看護学部看護学科に在籍し、看護師国家試験の受験資格を得ようとする者は、卒業に必要な単位を修得するほか、保健師助産師看護師法及び保健師助産師看護師学校養成所指定規則の定める教育内容に相当するものとして、本学が定めた授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

第9章 入学、編入学、転学科、留学、休学、退学、除籍、再入学及び復籍

(入学の時期)

第35条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、現代文化学部において特別の必要があるときは、後期の始めとすることができる。

(入学資格)

- 第36条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一つに該当する者とする。
 - (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
 - (2) 通常の課程による 12年の学校教育を修了した者
 - (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (5) 文部科学大臣の指定した者
 - (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
 - (7) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、 18 歳に達した者
- 2 入学の許可は、学則に定める入学生選考に関する手続きを経て学長が決定する。

(外国人留学生)

第37条 外国籍をもち、本学に学生として入学を志願する者があるときは、選考のうえ入学を許可することがある。 2 外国人留学生に関する規程は別に定める。

(入学出願)

第38条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて指定の期日までに願い出なければならない。

(入学生の選考)

第39条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより入学試験等を行い、選考のうえ、合格者を決定する。

(入学手続)

第40条 合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、本学所定の書類を提出するとともに、入学納付金を納めなければならない。

(入学許可)

第41条 前条の入学手続きを終えた者について入学を許可する。

(保証人)

- 第42条 入学を許可された者は、指定の期日までに保証人連署の誓約書、その他、本学所定の書類を提出しなければならない。
- 2 保証人は、日本国内に居住する保護者又は独立の生計を営む成年者で、本人の身上に関し一切の責任を負いうる者でなければならない。
- 3 外国人留学生の保証人は、保護者又は独立の生計を営む成年者で、本人の身上に関し一切の責任を負いうる者でなければならない。

(編入学)

- 第43条 本学に編入学を希望する者に対しては、欠員のある場合に限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。ただし、その時期は学年の始めを原則とする。
- 2 本学に編入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。
 - (1) 他の大学、短期大学又は高等専門学校を卒業した者
 - (2) 他の大学、短期大学又は高等専門学校に1年以上在学したことのある者
 - (3) 学校教育法第 132 条に該当する者
 - (4) 高等学校の専攻科の課程(修業年限が2年以上であること。その他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者
- 3 編入学志願者の選考については、別に定める。

(転入学)

- 第43条の2 他の大学に在学中の者が、本学に転入学を希望した時は、欠員のある場合に限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。ただし、その時期は学則第35条による。
- 2 転入学志願者の選考については別に定める。

(転学部および転学科)

- 第44条 本学の学生で、その所属する学部あるいは学科から、本学の他の学部または学科へ転籍を願い出る者があるときは、教授会の審議を経て、学長が許可する。
- 2 転学部または転学科に関する規程は、別に定める。

(留 学)

- 第45条 本学学生が外国の大学へ留学する場合には、所定の期日までに保証人連署のうえ、留学願を提出し、学 長の許可を受けなければならない。
- 2 留学の期間は、原則として1年間とし最長2年間を限度とする。
- 3 留学の許可を受けた者については、その許可された期間のうち、1 か年を限度とし、第 30 条の卒業要件としての修業年限に算入することができる。
- 4 留学及び修得単位の認定に関する細則は、別に定める。

(休 学)

- 第46条 疾病その他やむを得ない事情により3か月以上修学することができない者は、その理由を付した所定の 休学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。ただし、病気による場合は、医師の診断書を添付しなけ ればならない。
- 2 疾病その他の理由により、修学することが適当でないと認められる者に対し、学長は必要なときは学外有識者の意を徴し、教授会の審議を経て、休学を命ずることができる。
- 3 休学期間は、1年以内とする。ただし、事情により許可を得て休学を延長することができる。
- 4 休学期間は、通算して4年を越えることはできない。
- 5 休学期間は、第12条第1項の修業年限には算入しない。
- 6 休学期間満了のとき又は休学期間中に休学理由がやみ復学しようとする者は、所定の復学願を提出し、学長の 許可を受けなければならない。ただし、病気によって休学した者は、復学して差し支えない旨を記載した医師の 診断書を添えなければならない。
- 7 前項の規定により復学した場合で、休学期間が通算して3か月未満のときは、第5項の修業年限に算入する。 この場合は、当該期間の学費を納入しなければならない。

(退 学)

第47条 退学をしようとする者は、所定の退学願に学生証を添えて提出し、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

- 第48条 学長は、学生が次の各号に該当する場合は、除籍することができる。
 - (1) 6か月以上欠席し、届出がない者。ただし、外国人留学生の場合には、3か月以上欠席し、届出がない者
 - (2) 学費を6か月以上滞納し、督促を受けても納入しない者。ただし、学費納付の原則については、別途「学費納入規程」によるものとする。
 - (3) 在学期間が第12条に規定する期間を越える者
 - (4) 第46条第4項の休学期間を越えて、なお復学できない者
 - (5) 病気その他の理由により、修業の見込みがないと認められた者
- 2 前項第2号による除籍においては、学期ごとに除籍を決定する。

(再入学・復籍)

- 第49条 第47条による退学者が、再入学を願い出た場合は、審査のうえ許可することができる。
- 2 第 48 条第 1 項第 2 号により除籍された者が、未納の学費を納入し、除籍前に所属していた学科に復籍を願い出た場合は、これを許可することができる。

第10章 入学検定料及び学生納付金

(入学検定料等)

第50条 入学検定料及び学生納付金は、別表第7の1に定めるところによる。 なお、編入学生等については、在籍する年次の学生納付金の額とする。

(入学検定料)

- 第51条 入学又は再入学、編入学を志願する者は、入学検定料を納めなければならない。
- 2 入学検定料の額は別に定める。

(入学金)

第52条 入学 (再入学、編入学を含む) にあたっては入学金を納めなければならない。ただし、第49条により再入学を許可された者については、再入学した年度の1年次生に適用する2分の1の額を免除する。

(学費の納入期日)

- 第53条 授業料、教育充実費及び実技実習費(以下「学費」という。)は、学年の前期及び後期に分けて、4月及び10月の指定された期日までに納めなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者は、延納を認めることがある。
- 2 入学年度の前期または後期に係わる授業料その他の学費については、入学許可後の所定の期間に納めなければならない。

(学費の改訂)

第54条 在学中の学費について変更のあった場合には、新たに定められた金額に基づいて納めなければならない。

(復学・再入学・復籍等の場合の学費)

- 第55条 前期又は後期の途中において復学・再入学・復籍・編入学・転入学(以下「復学等」という。)をした者は、当該学期分の学費を復学等した月までに納めなければならない。
- 2 再入学・編入学・転入学した者の学費は、当該者の属する年次の在学者にかかわる徴収額と同額とする。

(退学等の場合の学費)

第56条 前期又は後期の途中で退学した者、退学を命じられた者又は除籍された者については、当該学期分の学費はこれを徴収する。ただし、学費の未納による除籍者についてはこの限りではない。

(休学等の場合の学費)

- 第57条 学年を通して休学を許可された者は授業料年額の10分の1、前期又は後期のみ休学を許可された者は、 授業料年額の20分の1の額を納めなければならない。ただし、休学を許可された期間の教育充実費及び実技実 習費については全額を免除する。
- 2 休学を命じられ者又は停学を命じられ者については、前項を準用する。

(留学又は学外実習の場合の学費)

- 第57条の2 第45条で定める留学又は6か月以上の学外実習(以下「留学等」という。)で学長の許可を受けた者については、学費について減免することができる。
- 2 前項に定める減免できる額は、次のとおりとする。
 - (1) 1年間の留学等を許可された者は、授業料年額の2分の1、教育充実費年額の2分の1及び実技実習費の全額
 - (2) 6 か月以上 1 年未満の留学等を許可された者は、授業料年額の 4 分の 1、教育充実費年額の 4 分の 1 及び 実技実習費の年額の 2 分の 1

(学費の未納者に対する処分)

第58条 授業料等を第53条に定める納入期日までに納入しない学生に対しては、登校停止を命じることができる。なお、引き続き怠る者は第48条第1項第2号の規定による。

(前期末で卒業する場合の学費)

第59条 学期末で卒業見込みの者は、学期末までの学費を納付するものとする。

(納付した学費)

第60条 納付した検定料、入学金及び学費は、原則として返付しない。

(実費等)

- 第61条 特別の教育活動にかかる費用は、必要のつど納付しなければならない。
- 2 証明書類の発行を受ける者は、所定の手数料を納めなければならない。

第11章 研究生、科目等履修生及び短期留学生

(研究生)

- 第62条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、各学科の教育研究に 支障のない場合に限り選考のうえ研究生としてこれを許可することがある。
- 2 研究生を志願することのできる者は大学を卒業した者とする。
- 3 研究期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合はその期間を延長することができる。
- 4 研究生に関する規程は別に定める。

(科目等履修生)

- 第63条 本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ科目等履修生として履修を許可する。
- 2 科目等履修生を志願できる者は、本学則第36条を準用する。
- 3 科目等履修生には、本学則第23条の規定を準用して単位を与えることができる。ただし、第1項により許可された者のうち、本学則第36条による大学入学資格がない者は除くものとする。
- 4 科目等履修の期間は、1年以内とする。
- 5 科目等履修生に関しては別に定める。

(交流学生)

- 第64条 国内外の他大学との学生交流協定に基づき、交流学生の受入を許可することができる。
- 2 交流学生に関しては別に定める。

(単位互換履修生)

- 第65条 国内外の他大学との単位互換協定に基づき、単位互換履修生の受入を許可することができる。
- 2 単位互換履修生に関しては別に定める。

(高大連携履修生)

- 第66条 高大連携協定に基き本学の授業科目の履修を希望し、学校長の推薦があったものは、高大連携履修生として受入を許可することができる。
- 2 高大連携履修生に関しては別に定める。

(短期留学生等の受け入れ)

- 第67条 本学と協定又は認定する外国の大学等の学生で、本学における授業科目の履修を希望する者があるときは、受け入れることがある。
- 2 短期留学生等の受け入れに関しては別に定める。

第12章 公開講座及び講習会等

(公開講座・講習会)

第68条 本学は、一般市民の文化の向上及び学生の諸研究、教育活動のための公開講座、講習会を開設する。

第13章 厚生保健施設

(厚生保健施設)

- 第69条 学生の生活を円滑にし、修学の目的を達成するため厚生保健施設を置く。
- 2 厚生保健施設に関する事項は別に定める。

第14章 奨学生

(奨学金)

- 第70条 成績優秀な学生又は経済的理由により修学困難な事情が生じた学生に対して、学長は教授会の審議を経て、奨学金を給付又は貸与する。
- 2 奨学制度については別に定める。

第15章 賞 罰

(表彰)

- 第71条 人物及び学術優秀な学生は、選考により表彰する。
- 2 選考方法等については別に定める。

(懲 戒)

- 第72条 本学の規則に違反し、学生の本分に反する行為があったと認められるときは、教授会の審議を経て、学長が懲戒する。
- 2 前項の懲戒は軽重に従い、退学、停学又は訓告処分とする。
- 3 退学は次の各号の一つに該当する学生に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者
 - (2) 成績不可で改善の見込みがないと認められた者
 - (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
 - (4) 学内の秩序を乱した者
 - (5) 不正行為など学生の本分に反した者
- 4 停学の期間は、第12条第1項の修業年限には算入しない。
- 5 懲戒に関する手続については別に定める。

Ⅱ 履修要項

1 学年暦

本学では、1年間を前期と後期に分けています。2020年度は前期が4月1日~9月17日、後期が9月18日~3月31日までです。

2 授業時間割

授業時間は、1時限が90分です。

1 時限 2 時限		3 時限	4 時限	5 時限	
9:00~10:30	10:40~12:10	13:00~14:30	14:40~16:10	16:20~17:50	

3 授業科目

(1) 授業

時間割上定められた曜日・時限に行われる講義・演習・実習・実技等を「授業」といいます。

その他、場合によって集中的に行われることもあります。

また、授業には通期と半期の科目があります。通期の科目については、その年度の前期・後期にわたり受講し、 単位を修得します。したがって、通期の科目を半期だけ受講しても無効となります。

(2) 区分

「必修科目」・・・・卒業までに必ず修得しなければならない科目です。定められた年次に必ず修得してください。

「選択必修科目」・・・・数科目の中から選択し、必ず修得しなければならない科目です。

「選択科目」……定められた範囲の中から自由に選択し、修得する科目です。

(3) 形態

「講 義」・・教員が学生に対して行う学問の内容等の解説を中心とした授業です。

「演 習」・・ 教員の講義と共に学生も討議・研究発表などを行いつつ、研究課題を深化する授業です。

「実習・実技」・・学んだ知識をもとに実地で学習する授業です。科目によっては、学生の学習進度を図りながら、さらに教育効果を上げるために 1 対 1 のレッスン形式で指導を行うこともあります。

※看護学部では、「演習」は学んだ知識をもとに学内において実地に学習する授業で、「実習」は学んだ知識をもとに学外の病院や施設等において実地で学習する授業です。

(4) 科目ナンバリング

科目ナンバリングとは、本学の授業科目について、授業内容・レベル等に応じて特定のナンバーを付与し、どのような授業科目が連携してカリキュラムが構成されているかを示すものです。

各授業科目は、基礎、専門等の科目区分に属しており、科目の順序性、科目間の関連性がわかりやすく明示されています。

科目ナンバリングは、学生便覧の各学部の教育課程にある科目表の「コード欄」に記載されています。

ナンバーの構造



第1コード

当該カリキュラムの施行年度(西暦の下2桁)を示しています。

第2コード

科目分類を示します。

現代文化学部:純心セミナー(JUN)、読書・教養(LIT)、外国語(FLG)、社会・文化・教養(HUM)、こども(CHI)、英語文化(ECU)、キリスト教芸術文化(CHR)、芸術表現/美術・デザイン(ART)、心理学系(PSY)、実践(PRC)、保育(NUR)、教職(EDU)

看 護 学 部:純心(JUN)、人間と発達(HDE)、人間と言語(LAN)、人間と社会文化(HUM)、人間と芸術(ART)、看護の基礎(NBA)、看護の実践(NPR)、看護の発展(NAD)

第3コード

区分を示します。

現代文化学部:100番台(101~112)基礎

200番台(201~215)専門基礎 300番台(301~308)専門応用

400番台(401~427)教職·保育士課程

2018年度以前入学生

2019年度以降入学生

看 護 学 部:100番台(101~139)導入·入門 100番台 教養

200 番台 (201~225) 中級200 番台 看護の基礎300 番台 (301~334) 上級300 番台 看護の実践400 番台 (401~404) 卒業400 番台 看護の発展

(5) 単位

単位とは、科目を修得するために必要な学習量を示すものです。本学では1単位を45時間の学習を必要とする内容で構成することを標準としています(学則第20条)。

この時間数の中には授業時間の他に、自宅などでの予習・復習の時間数が含まれています。下記①の講義(1単位授業 15 時間の場合)を例にすると、1単位に含まれる予習・復習等の時間は、45 時間(1単位の学習量) -15 時間(授業)=30 時間ということになります。このように大学での単位の中には、予習・復習等の時間が含まれていることを認識し、教室で講義を聴くだけでなく、自主的な予習・復習を心がけてください。

- ①「講義」 授業 15 時間または 30 時間で 1 単位
- ②「演習 | 授業30時間(授業科目によっては15時間)で1単位
- ③「実験・実習・実技」 授業 30 時間または 45 時間で 1 単位 なお、本学での授業時間は 1 時間を 45 分で換算し、1 回の授業は 2 時間=90 分を原則としています。

(6) 休業

「学則」に定められた長期休業は、夏季休業、冬季休業、春季休業です。この期間は、原則として通常授業は 行われませんが、集中講義や実習等が行われることがあります。

4 履修登録

大学は、学生が主体的に学修する場です。履修登録とは、各自が年度初めに履修計画を立て、履修する科目を登録することです。前期に1年分をまとめて履修登録を行ってください。科目の単位を修得するためには、その授業に出席して試験を受け合格しなければなりません。履修科目をむやみに増やすことなく、「単位」の意味を理解し、自学自習の時間を考慮して履修登録してください。

(1) ガイダンス

履修及び履修登録についてのガイダンスは、オリエンテーション期間に担当教員及び学務課職員が行いますので、必ず出席してください。

(2) シラバス (Syllabus)

シラバスとは、本学における教育内容を詳細に示したものであり、学生の主体的な学びを促すためのツールです。授業内容等を事前に知るために、ホームページを利用してシラバスを提示しています。シラバスには、担当教員名、授業概要、授業の目的、各回の授業内容、成績評価方法・基準、テスト等についての情報が提供されています。必ず事前に確認して履修登録、予習・復習に活用してください。シラバスの閲覧方法等については4月のオリエンテーション期間中に説明します。シラバスの例はp.32~p.33を参照にしてください。

(3) 授業時間割

時間割には、月曜日から土曜日まで本学で開講している科目が掲載されています。他学科や履修年次以外の科目 も記載されています。受講できる科目の中から必要な科目や興味ある科目を選択してください。なお、履修人員や その他の都合による時間割の変更、担当者及び教室等の変更はすべて、掲示で連絡しますので注意してください。

(4) 履修登録(Web 入力)

シラバス等を熟読し、自分が履修したい科目を選択して、履修登録を行います。履修登録は、その年度に履修を考えているすべての科目について、指定された期間中に登録してください。年度初めに登録した後期開講科目を修正したい場合は、後期履修登録期間中に変更することができます。登録がされていない場合は、授業に出席しても単位は認められませんので、登録漏れがないかよく確認してください。コンピューターの入力および書類の手続き不足などによる履修上の不利益は、本人の責任となりますので、登録もれがないように注意してください。また質問がある場合は、学生窓口(学務課)まで申し出てください。

(5) 履修科目の登録・変更・追加・取り消し

前期履修登録期間に、配当された年次の科目(後期科目を含む)を登録してください。上級学年に配当されて いる科目の履修はできません。科目によっては、教育効果や設備等の理由により履修人数の制限や休講となるこ とがあります。履修登録期間であれば自由にシステムで登録した科目の変更・追加・取り消しができます。

後期の履修登録修正期間に履修科目の変更・追加・取り消しがシステムでできます。なお、通年科目の変更・ 追加はできません。取り消す場合はシステムではなく「登録追加・取消願」(様式①)を学務課に提出してくだ さい。(取り消した科目も履修登録単位数の上限に含まれます。)

GPA 制度に係る履修登録科目を取り消す場合は、前期と後期の履修登録取消期間 (7月と12月) に「登録追加・取消願」(様式①) を学務課に提出してください。この手続きを行うことにより、履修登録科目が取り消され、GPA 制度に係る計算式より除外されます。

看護学部では、開講 1 か月以内で試験実施前(集中講義では試験実施前)であれば、「登録追加・取消願」(様式①)の提出により、履修科目の変更・取り消しが可能です。

(6) 二重登録の禁止

すでに一度単位を修得した科目は、一部の授業科目を除き重ねて履修することはできません。

(7) 再履修

履修登録しても不合格となった場合は、再度履修できます。また、必修科目の単位が修得できなかった場合は、 必ず再履修しなければなりません。

(8) 履修科目登録単位数の上限設定

授業の履修に当たっては、各年次で履修登録することが出来る単位数が制限されています。これは学修すべき 授業科目を精選することで、授業内容を深く真に身につけるためです。

- ① 原則として、下表の単位数を上限とします。ただし、現代文化学部では例外がありますので、p.41、p.52 の [8. 履修単位の上限について] を参照ください。
- ② 上限を超えて履修登録する学生は、「履修制限単位の上限設定解除願」(様式②) 用紙を学務課で受け取り記入し、履修登録期間内に学務課に提出してください。ただし、上限を超えて履修する学生はアドバイザー、学科長、学務委員会委員長の承認が必要となります。

年次別履修制限単位表

年次	1 年次	2 年次	3 年次	卒業年次
履修制限単位数	48 単位	48 単位	48 単位	48 単位

(9) 履修登録日程表

前期

事 項	日 程	受付時間
医攸科科科		平 日 8:30~18:00
履修登録受付 	当該年度の学年暦参照	土曜日 8:30~12:00

後期

事 項	日 程	受付時間
①前期成績表交付		
(前期終了科目まで)		平 日 8:30~18:00
②後期履修追加登録受付	当該年度の学年暦参照	土曜日 8:30~12:00
(後期開講科目のみ)		
③後期成績表交付	新年度オリエンテーション期間中	

(10) 継続履修

継続履修とは、通年科目を登録し、前期の授業を受けたあと、留学や後期休学をした場合に、継続履修の手続きが必要となります。次年度後期に同一の授業を受けると、通年で授業を受けたとみなすことです。

(11) 資格

現代文化学部では、教職課程を設けており、所定の科目の単位を修得することにより、幼稚園の一種免許状と保育士資格を取得することができます。資格取得の詳細については、課程の頁を参照してください。

また、看護学部では卒業時に看護師国家試験受験資格が取得できます。

(12) 履修相談

履修内容については担当教員(各学科の学務委員)が、履修手続きに関しては学務課で相談にあたります。学生窓口(学務課)まで申し出てください。

5 学業と成績

(1) 出欠席

定期試験を受験するには(試験に代わるレポートも同様)、原則として、授業時数の3分の2以上の出席が必要です。欠席時数が該当授業科目の実授業時間数の3分の1を超える場合は、定期試験(試験に代わるレポートも同様)の受験資格を失います。出席カードの代筆は認められず、欠席扱いとします。

授業欠席以外でも、授業開始から30分を超えて入室した場合や該当授業時間に授業開始から30分以内の遅刻を3回した場合は1回の欠席とみなします。

早退は授業科目担当教員の許可が必要です。やむを得ない理由の場合のみ認められます。30 分以上の早退 1回及び30 分未満の早退3 回を1 回の欠席とみなします。

なお、出席停止の感染症に罹患し、追試験の希望がある場合は p.27 を参照してください。

以下の理由によるやむを得ない欠席等については、講義、演習科目(実習を除く)は補講措置等の対応を行う 場合があります。

なお、欠席等をした場合は、通学可能となった日から5日以内(事務局の休業日は除く)に「欠席・遅刻届」 (様式20)と欠席等の理由が証明できる書類を併せて学務課に提出してください。

<理由>

- ① 出校停止を伴う感染症罹患
- ② 災害(地震、台風、大雨、洪水、大雪等)
- ③ 災害等による公共交通機関の運休(不通)、その影響による遅延*
- ④ 交通事情による障害(人身事故、事件等)*
 - * ③④については、大学に申請している自宅から大学までの通学区間に限ります。

<注意事項>

- ① 欠席等を証明する書類は、以下のとおりです。
 - ・出校停止を伴う感染症については、本学健康サポートセンターへ提出する書類の写し(学生便覧 p.140 「③感染症について」を参照)、「様式②」を提出してください。
 - ・災害等については、災害等を証明する機関が発行した書類を提出してください。
- ② 個人的な欠席を含め授業回数の3分の1を超える欠席とならないよう、出席について自己管理に努めてください。

(2) 休講

①通常の休講

担当教員の事情や大学の行事などにより授業が休講になる場合、ホームページ、gmail、掲示等によりお知らせします。休講に関する電話での問い合わせには応じません。

②交通機関ストライキ等による運行停止による休講

大学もしくは実習施設の最寄り駅への公共交通機関はストライキ等により運行していないときは、以下の通りとします。運行会社ホームページの情報を基準とします。

大学で授業日の場合、「中央線、横浜線、京王線のいずれも運行していないとき」とします。

午前6時以前に運行再開された場合	平常通り授業開始
午前6時から9時に運行再開された場合	3限から授業開始
午前9時に運行されていない場合	すべて休講

③台風・大雪等の自然災害や、気象警報の発令による休講

気象庁より八王子地域または東京都に、大雨・暴風・大雪・暴風雪のいずれかの警報 (注意報を除く) が発令された場合、原則として以下の通りとします。ただし、警報が解除されても公共交通機関が運行していないときは、②に従ってください。

午前6時以前に解除された場合	平常通り授業開始
午前6時から9時に解除された場合	3限から授業開始
午前9時に解除されていない場合	すべて休講

④地震の警戒宣言の発令による休講

地震の警戒宣言が発令されたときは、解除されるまで休講とします。大学よりホームページ、g-mail 等で通知・連絡します。授業中の場合は、授業を中止し、安全の確保を行い、担当教員の指示に従ってください。

注:実習については、各実習施設で担当する教員の指示に従ってください。

(3) 補講

補講は、休講等に対する措置として行う授業です。実施については、一定の期間を設けていますが、この期間 以外で臨時に行うこともあります。実施等の連絡は、ホームページ及び掲示で行います。

(4) 集中講義

授業科目によっては、ある一定期間内に集中して行う授業もあります。

(5) 成績評価基準

授業科目の成績評価は、定期試験やレポートの評価、授業中の学修成果などに基づいて総合的に判断されます。各授業の成績評価方法や基準についての詳細はシラバスに示されています。

成績評価は、「合」は合格、「否」は不合格になります。秀、優、良、可、不可の評語によって表します。秀、優、良、可は合格となりますが、不可は不合格です。また、一部の授業科目のみ「合」「否」の評語で成績を表します。 評点では 100~90 点を「秀」、89~80 点を「優」、79~70 点を「良」、69~60 点を「可」として合格です。 59 点以下は「不可」で不合格、「失格」は無評価です。

また、成績評価を受けるには所定の期日(前期7月15日・後期1月10日)までに学納金の納入が条件となります。

授業への出席は当然のことであり、「出席」が成績評価の対象になることはありません。

<評点、評語、評価基準、GPAの目安、合否>

評点	評語	評語の意味	GPA算出のポイント	合否*	
100~90	秀	大いに優れている	4		
89~80	優	優れている	3	合格	
79~70	良	少し努力を要する	2		
69~60	可	大いに努力を要する	1		
59以下	不可	基準を満たしていない	0	不合格	
無評価	失格	失格	0	11日1日	

(6) GPA

①GPA について

本学では上記成績評価基準で示したように GPA(grade point average: グレード・ポイント・アベレージ)を記載しています。 GPA とは、大学での全体的な成績を表しています。 成績の状況が数値化されるので、自己の学修の成果や到達度を把握できます。

GPA 算出のポイントは表の通りです。

②GPA の算出方法

(【秀】の修得単位数×4) + (【優】の修得単位数×3) + (【良】の修得単位数×2) + (【可】の修得単位数×1) 履修登録した単位数(不合格になった科目の単位数も含む)

③注意事項

4 ポイントに近いほど成績が良いことを表し、2 ポイント以下は積極的な学習の取り組みが必要となります。留学を希望する場合は、3 ポイント以上を目指す必要があります。また、GPA 制度は、単位を修得できなかった科目も成績に加算されます。履修登録後に登録科目を取り消したい場合は、所定の期間中に手続きを行わなければなりません。登録をしたまま、授業に出席しないでいると不合格評価となり、GPA に直接影響しますので、ご注意ください。

④GPA の活用について

現代文化学部では、学期ごとに算出される GPA を次のように活用します。

- 1) 年次ごとの履修制限単位 (1 年間に 48 単位以内) を超える履修登録は、前学期 GPA が 3.0 以上である場合に認められます。その際の超過単位は 10 単位を上限とします。
- 2) 保・幼各課程における実習は、2年前期 GPA が 1.5 以上である場合に履修が許可されます。
- 3) 3年次からのゼミの所属を決定する際に2年次後期のGPAを参考にします。
- 4) 各種奨学金受給のための推薦決定ならびに学生表彰候補者決定の際に累計 GPA を参考にします。
- 5) 3年次後期に累計 GPA が 1.0 未満の場合は退学勧告をします。
- 6) その他、アドバイザー面談時の学修指導に活用します。半期ごとのガイダンス期間にアドバイザー面談 を実施しますが、前学期 GPA が 1.5 未満の場合はアドバイザーの指導を受けながら「学修計画書」を 作成します。前学期 GPA1.5 以上となるまで継続指導となり、保護者面談の実施も検討されます。

看護学部では、GPA を次のように活用しています。

- 1) 各年度で特待生の選考に際し、選考基準の1つとなります。
- 2) 各種奨学金の選考に役立てます。
- 3) 進路支援に役立てます。就職活動の支援、国家試験の受験に際し、本人の意向確認に活用します。
- 4) 半期ごとに実施するアドバイザー面談時の学修指導に活用します。前学期の <u>GPA が 1.5 未満</u>の場合は、アドバイザーの指導を受けながらポートフォリオの「学修計画書」を作成します。 <u>GPA が 1.5 以上</u>になるまで継続して指導します。また、保護者との面談実施も検討します。
- 5)3年次前期までの累計GPAが1.0未満となった場合、退学を勧告します。

(7) 成績通知

前期終了科目については、後期ガイダンス時の「前期成績表交付」時に、通期・後期終了科目については、新年度オリエンテーション時に配付します。

通知された成績について、異議がある場合は、申し出ることができます。「成績評価確認願」(様式③)を学務課より受け取り、申し出期間中に学務課に提出してください。申し出期間は、学年暦記載の成績配付期間初日(前期はオリエンテーション初日)から2週間以内です。詳細は学務課に問い合わせてください。

なお、成績通知書は原則として保証人にも送付します。

6 試験

(1) 方法

試験はそれぞれの授業科目に応じて、筆記、口述、レポート、実技、作品の制作などによって行われます。

(2) 種類

試験は定期試験、追試験、再試験に分けられます。またこの他に授業中に行う小試験もあります。

【定期試験】

学年暦に記載されている「補講及び試験期間」「試験期間」に実施する試験をいい、「定期試験時間割」によって行われます。

【随時試験】

授業中に実施する試験です。

【追試験】

病気その他、やむを得ない理由によって定期試験を欠席した学生のうち、所定の手続きをし、許可を得た者に対して行う試験です。(資格基準等は p.27 参照)

【再試験】

卒業にかかる試験が合格基準に達しなかった科目に対して行う試験です。また、看護学部では試験が合格基準に達しない科目に対し、1回に限り「再試験願」(様式④)の提出により行うことができる試験です。(資格基準等は p.28 参照)

(3) 受験資格

受験資格は次の条件をすべて満たしている者に与えられます。受験資格のない者が試験を受けても無効であ り、単位は与えられません。

なお、受験資格喪失者は試験前に掲示します。

- ① 当該授業科目を履修登録していること。
- ② 実授業時間数の3分の2以上出席していること。
- ③ 当該期の学費を納入していること。

(4) 受験上の注意

- ① 学生証を机上に提示してください。提示していない場合は受験することができませんので、学生証を忘れた学生は、学生窓口で「受験許可証」(様式®)交付の手続きをしてください。(学生証不携帯の者については、学生窓口で「受験許可証」(様式®)の交付を受けた後に受験を認めます)
- ② 遅刻者の受験は試験開始後20分以内に限り認め、それ以後は認めません。
- ③ 試験開始後30分経過するまで、退室できません。
- ④ 一旦退室した場合、再入室できません。

(5) 試験期間

学年暦に記載されている「補講及び試験期間」「試験期間」が定期試験期間となります。「定期試験時間割」(試験期間の1か月前迄に掲示)にて実施され、時限・教室が通常授業時と変更になる場合がありますので、掲示に注意してください。

(6) レポート

定期試験に代わるレポートの提出にあたっては、筆記試験と同様な規律が求められています。 レポートの提出方法は次の通りです。

- ① 授業担当教員から学務課に連絡があった科目についてのみ掲示します。授業中に発表されることもあるので、その場合は授業担当教員の指示に従ってください。
- ② 事務局(学務課、その他)では、レポートを預かることは一切しません。
- ③ 提出期日は授業担当教員が指定した日時とします。
- ④ 提出は授業担当教員に直接又は、レポート提出ボックスに入れてください。
- ⑤ 病気等やむを得ない事情で提出期日に提出できなかった場合は追試験扱いとなることがあります。 (要領は追試験の箇所を参照してください。)

(7) 追試験

追試験(追実習を含む)を希望する者は、次の所定の手続きを行ってください。

- ① 科目の試験日(レポート等課題提出の場合は提出締切日)から5日以内(事務局の休業日は除く)に、追試験願(様式⑦)と当日欠席した理由を証明する書類(診断書等)を学務課へ提出してください。追試験実施決定後に追試験料を試験日までに納入し、「追試験料領収済通知書」(様式®)を学務課へ提出してください。
- ② 書類不備、期限後の提出の場合は、追試験を受けることはできません。
- ③ 時間割の見間違い、本人の怠慢等、不注意による場合は、追試験の対象にはなりません。
- ④ 追試験を欠席した場合は、いかなる理由があっても再度の追試験は行いません。
- ⑤ 追試験料は1科目につき1,500円です。一度納入した代金は理由の如何を問わず返金しません。
- ⑥ 追試験による成績は、80%を限度とします。

【追試験の資格基準】

追試験の事由、提出(添付)書類は次のとおりです。

事 由	提出(添付)書類
①病気・けが	医師の診断書
②出校停止を伴う感染症罹患	医師の登校許可書(罹患期間、診断名、登校許可日を記
*学校保健安全法施行規則第18条に定める感	した診断書)
染症	※インフルエンザに関しては、欄外参照
③事故、災害	事故・災害を証明する機関が発行した書類
④忌引き (原則として3親等まで)	会葬状等忌引きを証明するもの
⑤その他やむを得ない事情	正当な理由が証明できる書類

※②出席停止を伴う感染症のなかで、インフルエンザに罹患した場合は、処方箋の写し、検査結果等、インフルエンザに罹患したことが証明できる書類提出でもよい。

(8) 再試験

再試験の対象者は、所定の期間(当該年度の学年暦参照)に掲示で連絡しますので、希望する者は前日までに 手続きを行ってください。

<対象> 現代文化学部:卒業にかかる年次の定期試験・追試験等で 40 点以上 59 点以下で不可の評価を得た 学生。

看護学部:定期試験・追試験等で59点以下で不可の評価を得た学生。

- ① 再試験料は、1 科目につき 3,000 円です。一度納入した代金は理由の如何を問わず返金しません。
- ② 再試験での成績評価は、最高60点とします。
- ③ 看護学部では、再実習は行いません。(p.116、履修規程第 11 条を参照)

(9) 不正行為

【試験における不正行為】

次のような行為を不正行為といいます。

- ① カンニングペーパーを使用、又は使用する目的で所持すること。
- ② 答案用紙を交換すること。
- ③ 机上に試験科目に関する内容を記入すること。
- ④ 代わりの者として受験すること、又は代わりの者に受験させること。
- ⑤ 持込みが許可されていない教科書、参考書、ノート等を見ること。
- ⑥ 持込みが許可されたものや、筆記用具等を貸し借りすること。
- ② 他人の答案をのぞきみして写すこと、及び他人に答案を写させること。
- ⑧ 試験監督者の指示に従わない場合。

【レポート等作成時における不正行為】

剽窃(ひょうせつ)行為は、不正行為となります。

- ①出典先を明記せずに他人の文章・図表等をそのまま自分のものとして提出したり発表したりすること。
 - (例)・他人の文章・図表等を出典先を明記せずにそのまま引用すること。(インターネットからコピー&ペーストを含む)
 - ・他人が書いたレポートや課題を自分のものとして提出すること。
 - ・自分が書いたレポートや課題を他人に写させること。

【不正行為に対する処分・処罰】

不正行為を行った場合以下のとおり処分・処罰します。

- ○学則第72条に基づき、教授会の審議を経て学長が懲戒(退学・停学・訓告)する。
- ○当該科目の成績については「失格」とする。
- ○看護学部では、当該科目が配当されている学期の全科目単位を認定しません。
- ○処分・処罰の結果について保証人に通知する。

なお、前期定期試験期間中に不正行為を行った場合、当該科目の取り消しはできません。

7 既修得単位の取り扱い

本学が教育上有益と認めるときは、編入学を除き学生が入学する前に、他の大学若しくは短期大学等において履修した授業科目について、本学において修得したものとして認定します。

認定する単位は30単位を超えない範囲で行います。該当する者は、「既修得単位認定願」(様式8)を学務課より受け取り、ア. 既修得単位認定願、イ. 成績単位修得証明書、ウ. 既修得単位認定を希望する科目の講義概要(シラバス)の3点を4月3日(金)までに学務課に提出してください。申請できるのは入学年度のみです。

8 単位互換

(1) 上智大学と本学との学生交流協定

上智大学と本学とは、教育の理念を等しくするカトリック大学として、相互の交流と協力関係を深め、カリキュラムにバラエティを富ませつつ、教育内容の充実と質の向上を図るために、学生交流協定を結びました。(定員5名)

2年生以上が年間 10 単位まで履修登録ができます。科目名は、「上智大学科目等履修生」で検索し、確認してください。なお、現代文化学部では、上智大学で修得した授業科目の単位は本学での卒業要件単位となります。

(2) 大学コンソーシアム八王子単位互換

以下の大学・短期大学・高等専門学校では、相互の協力・交流・連携を推進し、教育の活性化と充実に資するとともに、学生に対して多様な学習機会を提供することを目的として単位互換協定を締結しました。これらの大学等に在籍する学生は、所属以外の大学等で開講する授業を、履修料等免除で受講し、試験等に合格すれば単位を修得することができます。修得した単位は本学での卒業要件単位となります。(なお看護学部では、卒業要件単位として認定しません)

詳細については学生窓口(学務課)に問い合わせるか、オリエンテーション期間中等に実施する説明会に参加してください。

(単位互換協定校)

多摩美術大学、東京工科大学、創価大学、サレジオ工業高等専門学校、ヤマザキ動物看護大学、東京家政学院大学、東京工業高等専門学校、山野美容芸術短期大学、東京造形大学、杏林大学、明星大学、工学院大学、帝京大学、帝京大学短期大学、拓殖大学(2020年4月現在)

(3) 他大学等における履修

教育上有益であると認めるときは、他の大学又は短期大学において授業科目を履修することを認めます。認定する単位は 60 単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとして認定します。ただし、4 年生は卒業要件単位の確保が十分見込まれ、修得した単位を卒業要件単位としない、いわゆる余剰単位として履修してください。単位認定については、学生本人が履修した大学より成績表を受け取り、受け取った成績表を本学学務課に提出してください。

ただし、看護学部の学生は、他大学での単位は卒業要件として認めません。

9 卒業要件

本学を卒業するためには、修業年限(休学期間を除いて 4 年以上在学すること)を満たし、各学科で定められている「卒業要件」に掲げた科目を履修して、現代文化学部では合計 124 単位以上、看護学部では合計 126 単位以上を修得しなければなりません。

10 学籍

(1) 学籍番号

学籍番号は入学時に決定し、学内での事務取扱はすべてこの学籍番号によって行われます。 また、卒業時まで変更することはありません。

【学籍番号の構成】

① 3:こども文化学科 6:看護学科

(2) 修業年限と在学年限

修業年限は、4か年です。卒業するためには、4年以上在学(休学期間は除く)することが必要です。また、在 学年限は8か年を越えることができません。

(3) 欠席届

大学での授業欠席について特に届出書類はありません。但し、長期(1 か月以上)にわたり欠席する場合は、「欠席届」(様式⑩)を学務課に提出する必要があります。

(4) 学年の進行

在籍期間に応じて毎年、学年は進行します。休学や留学等した場合でも、学年が上がっていきます。授業科目の学年指定等は、この学年を基準にして行われます。

(5) 休学

病気その他の事情により3か月以上修学することができない者は、アドバイザーとの面談後、所定の「休学願」 (様式⑩)を提出し、所定の手続きを経て、許可を得なければなりません。(学則第46条)

- ① 休学の期間は、1 学期または 1 学年を区分とし、連続 2 年、通算 4 年を超えることはできません。また、休学期間は、翌年度にまたがることはできないので、引き続き休学しようとする場合は、年度当初にあらためて休学願を提出してください。
- ② 学年を通して休学を許可された者は、授業料年額の10分の1を納めなければなりません。(学則第57条)
- ③ 前期又は後期のみ休学を許可された者は、授業料年額の20分の1を納めなければなりません。(学則第57条)
- ④ 休学期間は、修業年限には算入されません。

(6) 復学

- ① 休学期間満了のとき、又は休学期間中に休学理由が解消し、復学しようとする場合は、アドバイザーとの 面談後、所定の「復学願」(様式⑪)を提出してください。
- ② 病気によって休学した場合は、復学して差し支えない旨を記載した医師の診断書を添えて所定の復学願を提出してください。

(7) 退学

退学しようとする者は、アドバイザーとの面談後、所定の「退学願」(様式⑫)を提出し、所定の手続きを経て許可を受けなければなりません。(学則第 47 条)

- ① 退学を願い出る場合は、退学願の他に必ず学生証を添付してください。
- ② 願い出た当該期の授業料は納入しなければなりません。
- ③ 現代文化学部 1~3年次生はアドバイザーと、現代文化学部 4年次生は卒業論文・卒業研究担当教員又は演習担当教員と相談し、その後、退学願を提出してください。
 - 看護学部 1~4 年次生は、アドバイザーと相談し、その後退学願を提出してください。
- ④ 退学の時期が学年末(2~3月)になる場合、当該年度の履修科目の成績通知書を希望する場合は、退学願を提出する際に申し出てください。

(8) 除籍

次のいずれかに該当する場合は除籍となります。(学則第48条)

- ① 6か月以上欠席しているにもかかわらず、届出がない者。ただし、外国人留学生の場合には、3か月以上 欠席し、届出がない者。
- ② 学費を6か月以上滞納し、督促を受けても納入しない者。
- ③ 在学期間が修学年限の2倍を超える者。
- ④ 連続2年、通算4年を超えて休学し、なお復学できない者。
- ⑤ 病気その他の理由により、修業の見込みがないと認められた者。

※除籍の場合の証明書の発行について

除籍となった場合でも「単位修得証明書」(修得した単位がある場合)及び在籍していた期間を証明する「在籍期間証明書」については求めがあれば発行することは可能です。なお、上記②の理由で除籍となった場合、授業に出席し試験を受験していたとしても学費未納期間の単位の修得は認められません。

(9) 転学科

転学科を希望する者は、所定の手続きを経て許可を受けなければなりません。

- ① 転学科とは本学学生が、その所属する学科から本学の他の学科へ転ずることをいう。
- ② 転学科を出願できる学生は所属学科に1年以上在学していた者とする。
- ③ 転学科を希望する学生は1月末までに転学科願を所属学科長に提出しなければならない。
- ④ 書類の審査及び必要に応じて学力検査、面接等を行い審査する。この場合当該学年より下の学年に位置づけることもある。

(10) 再入学

退学し、再入学を願い出る場合は、学務課に相談してください。

11 現代文化学部 シラバス例

授業科目名	現代文化セミナー	担当教員名	田尻真理子・秋保惠子・田中路				
コード	19JUN101	区分 (必修・選択)	卒業必修	保育士課程 必修	幼稚園教職課程 必修	小学校課程 必修	選択
		(2018 (2017)	0				
年次/期間	1/ 前期	単位/時間数/形態	1/15/ 演習				
チェック欄	【ディプロマ・ポリシー】						
0	① 「こども・からだ・こころ・あそび」 の四つのキーワードからのアプローチを学修し、現代社会の中で主体的に判断し表現できる資質を備える。						
0	② こども文化の研究を通して研鑽した豊かな感性と人格の陶地をもって、世界の平和のために協働できる。						
	③こども文化全般への広い視野と深い認識を持もち、保育・教育に関する豊かな専門的知識と技能を修得し、こどもの「育ち」に資することができる。						
The Mile of Internet I							

()	②こども文化の研究を通して研鑽した豊かな感性と人格の陶地をもって、世			1 - Ver 1 - ve - 1	10 1	
「極紫の	HILL THE T	③こども文化全般への広い視野と深い認識を持もち、保育・教育に関する	豊かな専門的	り知識と技能を修得し、こどもの「育ち」	に貸すること	ができる。	
目分がど	は、学びの へのスム・ のような社 、本講で	の点でも生活の点でも高校時代とは大きく変わる。そこで「現代文化セミナー ースな移行を図る。また、「東京純心大学」の建学の精神を体得し、本学の 仕会人となるかを早い段階から考える。 は、「学びの態度・方法」の基礎となる「インプット・アウトプット」(文書等 アレゴリオ聖歌や朗読劇『江角ヤスの物語』(創立記念行事時に上演)を通	Fを通じて情報	を獲得 / 把握する・表現する)を課題が			
【授業の	到達目標	・ディプロマ・ポリシーとの関係】			ディン	プロマ・ホ	パリシー ③
2. 「学ひ 3. 東京約 4. グルー 5. 将来に	『の態度・ 唯心大学の -プワーク? こついて早	生への移行をスムースに行い、自発性・自主性を涵養し、大学生としての 方法」の基礎となる「インブット・アウトブット」の方法を身につける。 設立の背景、建学の精神などを理解し、自分の居場所を見つけ学園生活・ を通じて相互の理解を深め、共働の楽しさと意義を知る。 いり殴踏から考え、自分のキャリアについて計画的に準備を進める。 やグレゴリオ聖歌斉唱をつうじて、他者との「共生態」を獲得する。			0	0	
【授業計	画】						1
		授業計画		授業外学修(予習・復習・記			
1	東京純心	ご): 授業の概要、目標、進め方、評価方法等 シ女子学園創立者 Sr. 江角 ヤス先生 について バループ分け	十分に理解し 疑問点等があ	・ションキャンプで配布した分煙シラバスを して最初の授業に臨むこと(30分)。 あればメモしてくる。 「グレゴリオ聖歌」を調べてくる。	:読み、本科	4目の意図	』と内容を
2		ーニング、グレゴリオ聖歌、 『の目指すもの:朗読劇『江角ヤスの生涯』		: 自己紹介文(60 分) 歌楽譜持参のこと			
3	論理トレー	ーニング、グレゴリオ聖歌、朗読劇『江角ヤスの生涯』	課題2提出:	区却および講評 : 新聞コラムを原稿用紙に手書きで写す 歌楽譜持参のこと	(60分)		
4	論理トレー	ーニング、グレゴリオ聖歌、朗読劇『江角ヤスの生涯』	課題3提出:	区却および講評 : 新聞コラムを原稿用紙に手書きで写す 歌楽譜・朗読劇台本持参のこと	(60分)		
5	論理トレー	ーニング、グレゴリオ聖歌、朗読劇『江角ヤスの生涯』	課題4提出:	区却および講評 : 新聞コラムを原稿用紙に手書きで写す 歌楽譜・朗読劇台本持参のこと	(60分)		
6	論理トレー	ーニング、グレゴリオ聖歌、朗読劇『江角ヤスの生涯』	グレゴリオ聖器	図却および講評 歌楽譜・朗読劇台本持参のこと : 新聞コラムを原稿用紙に手書きで写す+	(90 分) -コメント 400	字	
7	論理トレー	ーニング、グレゴリオ聖歌、朗読劇『江角ヤスの生涯』	朗読劇台本を	区却および講評 を持参のこと (96 ; 新聞コラムを原稿用紙に手書きで写す+	分) -コメント 400	字	
8	論理トレー	ーニング、グレゴリオ聖歌、朗読劇『江角ヤスの生涯』		図却および講評 (90 分) ; 新聞コラムを原稿用紙に手書きで写す +	-コメント 400	字	
9	論理トレー Sr. 江角	ーニング、朗読劇振り返り、なぜ「朗読劇」だったのか、 角ヤスの生涯と純心の成り立ち:殉難から平和へ、純心の使命		区却および講評 (90 分) ; 新聞コラムを原稿用紙に手書きで写す+	-コメント 400	字	
10	キャリア・	・プランを考える 1:卒業生の話を聞こう		区却および講評 (90 分) ; 新聞コラムを原稿用紙に手書きで写す+	-コメント 400	字	
11	キャリア・ 大学キャ	・プランを考える 2:「労働」 とは リアセンターの役割と利用法		図却および講評 (120 分) 日:新聞コラムを原稿用紙に手書きで写す	-+コメント 8	00 字	
12	学びの技	法1:図書館利用法(司書)、図書館集合		川返却および講評 (120 分) 出:新聞コラムを原稿用紙に手書きで写す	-+コメント 80	00 字	
13	学びの技	な法 2 : インブット・アウトブット術①	(120分)	系削返却および講評 4:新聞コラムを原稿用紙に手書きで写す	-+コメント 80	00 字	
14	学びの技	ī法 3:インブット・アウトブット術②		川返却および講評 (120 分) 出:新聞コラムを原稿用紙に手書きで写す	-+コメント 8	00 字	
15	学びの技	法4:メディアリテラシー		返却および講評 :新聞コラムを原稿用紙に手書きで写す	・+コメント8	00 字	
	ブラーニン		チェック欄	その他のエ	夫		
		決型学習) ***********************************		_			
		職習得の要素を授業外に済ませ、知識確認等の要素を教室で行う授業形態) ン・ディベート	0	-			
	ハハシンコ		0	-			
	ゼンテー		0	-			
	引・フィー			-			
【課題の	フィードバ		1	I			
【成績の	評価方法)	1					
	14:70%	、授業貢献度(発言、質問、朗読劇、グレゴリオ聖歌): 30% 件】					
【教科書		トレーニング 101 題』、産業図書					
【参考書 授業内で	】 :指示する						
【担当教	員の実務	经験 】					
【オフィス	ドアワー】						
【数昌連	終生]						

【教員連絡先】
mtajiri@g.t-junshin.ac.jp
[備考]
事情により、授業内容が前後することがある。
事情により、授業内容が前後することがある。
インプット・アウトプット,衛向上のための課題が15回ある。毎授業時提出のこと。必ず実力がつく課題である。真剣に取り組んでほしい。
各自の提出物に添削・コメントするとともに、全体的傾向やとくに注意すべき事項について返却時に説明する。

看護学部 シラバス例

授業科目名	看護学セミナー	担当教員名	山本 君子				
コード	15JUN101	区分 (必修・選択)	必修				
年次/期間	1年次/前期	単位/時間数/形態	1 単位 /15 時間 / 講義・演習				
チェック欄	【ディブロマ・ポリシー】						
0	① 豊かな人間性と倫理観をもとに、人間の尊厳と権利を擁護する態度を身につけている。						
0	②自己理解・自己受容をもとに、自己を活用した対人支援力を身につけている。						
	③ 看護を必要としている人々に、的確な看護判断のもとで確実に実践できる基礎的能力を身につけている。						
	④ 地域社会の包括的ヘルスケアシステムの一員として、人々の健康生活に貢献する基礎的能力を身につけている。						
0	⑤ 看護専門職として自らの価値観を形成し、成長しつづけられるための基礎を身につけている。						

【授業の概要】

本科目は、看護学を学ぶにあたり、看護への興味・関心をより高め、これから学ぶ看護に必要な学問への導入となる。講義や演習を通し、生徒から学生への切り替えを図ると同時に 大学生に期待される学習方法と看護学を学ぶ上で基礎的な知識・技術・態度を身につける。

【授業の到達目標・ディプロマ・ポリシーとの関係】		ディプロマ・ポリシー				
		2	3	4	5	
1 授業に参加する学修の準備について述べることができる。	0					
2 教科書や文献の活用方法と授業中のノートの整理方法や工夫する方法を述べることができる。					0	
3 図書館とデータベースを活用する方法および資料収集方法、基本的なルールについて説明できる。					0	
4 社会人として求められるコミュニケーション能力について記述できる。		0				
5 看護学を学ぶ意義を記述できる。					0	

【授業計画】

【欠来計			
	授業計画		授業外学修(予習・復習・課題等)
1	コースガイダンス 生徒と学生からへの変換「大学で学ぶことの心構え」・① 【講義・演習】	担当:山本	予習 (60 分):授業内容に関してテキスの該当する箇所を熟読し、授業への自己の課題を明らかにする。 復習 (60 分):講義を振返り、自己の考えをまとめ次回の発表に備える。 *「看護学生 New プレトレーニング」を1回~8回授業終了までに取り組みの計画を立てる。
2	生徒と学生からの変換「大学で学ぶことの心構え」- ② 【演習】 グループ発表	担当:山本	予習 (60分):第1回目の授業における自己の学びを他者に伝えるための資料を準備する。 復習 (60分):グループ発表を通して自己の学びをまとめる。
3	レポート作成時の書籍、資料、文献収集方法、文章の読み方、 言葉を調べる方法 - ① 【講義・演習】	担当:山本	予習(60分):事前に図書館を見学する。授業内容に関してテキスの該当する箇所を熟読し、自己の関心・興味のあるテーマを選択する。 復習(60分):講義・演習を振り返り、自己の考えをまとめ次回の発表に備える。
4	レポート作成時の書籍、資料、文献収集方法、文章の読み方、 言葉を調べる方法 - ② 【演習】 グループ発表	担当:山本	予習(60分):第3回目の授業における自己の学びを他者に伝える ための資料を準備する。 復習(60分):グループ発表を通して自己の学びをまとめる。
5	より良いコミュニケーションのための接遇マナー、傾聴方法一① 【講義・演習】	担当:山本村尾	予習 (60 分): 授業内容に関してテキストの該当する箇所を熟読し、より良いコミュニケーションのために必要なことは何か自己の考えをA-4 用紙にまとめて持参する。 復習 (60 分): 講義・演習を振り返り、自己の考えをまとめ次回の発表に備える。 まに備える。 * 「看護学生 New プレトレーニング」の取り組みの確認をする。
6	より良いコミュニケーションのための接遇マナー、傾聴方法-② 【演習】 グループ発表	担当:山本村尾	予習 (60分):第5回目の授業における自己の学びを他者に伝える ための資料を準備する。 復習 (60分):グループ発表を通して自己の学びをまとめる。
7	看護学を学ぶ意義一① 【講義・演習】	担当:山本	予習 (60分): 看護にかかわる本または資料を選択し内容を熟読し、自己の考えを <u>A-4用紙にまとめて持参する。</u> 復習 (60分): 講義・演習を振り返り、自己の考えをまとめ次回の発表に備える。 来に備える。 * 「看護学生 New プレトレーニング」小テスト実施。
8	看護学を学ぶ意義 - ② 【演習】 グループ発表	担当:山本	予習 (60 分):第7回目の授業における自己の学びを他者に伝えるための資料を準備する。 復習 (120 分):グループ発表を通して自己の学びをまとめる。 課題レポート(成績評価 10%)1回~8回までの授業を振り返り「看 養強」についてまとめる。 1000~1500 字程度のレポート作成。レポート提出期間:1週間後。 ** 1 看護学生 New プレトレーニング」終了する。提出期間:1週間後。
【アクティブラーニング】		チェック欄	その他の工夫
①:PBL	(課題解決型学習)	0	DVD活用
②:反転	授業(知識習得の要素を授業外に済ませ、知識確認等の要素を教室で行う授業形態)	0	jPad
③:ディスカッション・ディベート			
④:グループワーク			
⑤: プレゼンテーション			

【課題のフィードバック】 リアクションペーパーや課題レポートに対するフィードバックは、次回以降の講義に実施する。

リアクションペーハーでは麻風ケル・「1〜ペッ・ペン・ 「成績の評価方法」 「成績の評価方法」 「複習レポート20点(6●総計)、グループワーク参加点 40点(❷���総計)、「看護学生 New プレトレーニング」小テスト 20点(6)、総合評価する。 課題レポート 20点(6)の評価基準は、「到達目標 1, 2, 5」に示している「視点ならびに根拠の明確化の程度」で作成した評価表を用いて評価する。(定期試験は実施しない)

【教科書】
1. 佐藤智明、矢島 彰、山本明志編:3 訂 大学 学びのことはじめ 初年次セミナーワークブック、ナカニシャ出版、2018.
2. メヂカルフレンド社編集部:New 看護学生プレトレーニング 看護を学ぶ前にもう一度整理しておきたい基礎知識、メヂカルフレンド社、2019.

【参考書】 1. 梶谷佳子、河原宣子、堀 妙子編集:看護学生のための よくわかる大学での学び方、金芳堂、2018. 2. 世界思想社編集部:大学生 学びのハンドブック[4 訂版]、世界思想社、2018.

【担当教員の実務経験】 看護師としての実務経験、看護大学の教員経験、図書館の知識のある者を中心に、看護学セミナーを教授する。

【オフィスアワー】 火・木の 12:00 ~ 13:00

【教員連絡先】

k_yamamoto@g.t-junshin.ac.jp

【備考】 この科目は、看護学の基礎的知識・技術・態度について学びます。また、クラスで協同するグループワークも取り入れていますので積極的に参加が必要です。 進度は、1週間に2時間ずつ進みます。教科書や図書館の資料などを活用し、予習、復習を丁寧に行うことにより、看護学への学問的な関心が高まります。後期に位置する専門 科目の履修に重要な科目です。